



愛媛県報

令和4年7月5日火曜日 第321号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇
告 示

落札者等の告示.....	(会計課) ... 619
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	(") ... 619
土地改良区の定款変更の認可（3件）.....	(東予地方局農村整備課) ... 620
土地改良区役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課) ... 620

人事委員会公告

令和4年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告.....	(人事委員会事務局) ... 620
令和4年度障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験公告.....	(") ... 623
令和4年度愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験公告.....	(") ... 626

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ... 630
-----------------------------	-------------------

公営企業告示

落札者等の告示.....	(公営企業管理局総務課) ... 630
--------------	----------------------

雑 報

令和4年度行政書士試験の実施.....	(私学文書課) ... 631
---------------------	-----------------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第748号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年7月5日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手續	入札公告日
電子黒板機能付きプロジェクター 269セット	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年5月20日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町一丁目1番地の15	187,440,000円	一般競争入札	令和4年4月8日

○愛媛県告示第749号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

令和4年7月5日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人		売りさばき所	取消年月日
	住 所	氏名又は名称		
松第89号	松山市桑原3丁目3番1号	指定金融機関 伊予銀行桑原支店	松山市桑原3丁目3番1号	令和4年7月29日
松第88号	松山市清水町3丁目43番地15	指定金融機関 伊予銀行城北支店	松山市清水町3丁目43番地15	令和4年7月29日
松第59号	松山市中島大浦3048番地	指定金融機関 伊予銀行中島支店	松山市中島大浦3048番地	令和4年7月25日

○愛媛県告示第750号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市新須賀土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年7月5日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

令和4年7月5日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

○愛媛県告示第753号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があつた。

令和4年7月5日

愛媛県中予地方局長 大北秀

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	大西良和	松山市枝松五丁目8番25号
"	末永洋一	松山市柳原224番地

○愛媛県告示第751号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市高柳土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年7月5日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

○愛媛県告示第752号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市下泉土地改良区の定款の変更を認可した。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第6号

令和4年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告

令和4年7月5日

愛媛県人事委員会

〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話(089)912-2826

試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能

愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。なお、申込後の試験区分の変更はできません。

(1) 初級

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	14人程度	知事部局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
警察事務	5人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。
電気	1人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の設計・施工・維持管理等の業務に従事します。

(2) 資格免許職

試験区分	採用予定人員	職務内容
大学卒業程度	司書 1人程度	議会事務局、教育委員会事務局の本庁又は図書館に勤務し、図書資料の収集・分類・整理、図書の貸出し等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

試験区分	受験資格
一般事務	平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び令和5年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。）
警察事務	
電気	

イ 資格免許職

試験区分	受験資格
司書	(1) 次のいずれかに該当する者 ア 昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者 イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で、大学等を卒業した者又は大学等を令和5年3月末日までに卒業する見込みの者 (2) 司書の資格を有する者又は令和5年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	令和4年9月25日（日曜日） (1)初級（一般事務、警察事務） 受付開始 午前8時15分 着席 午前9時15分 試験 午前9時15分～午前11時45分 (2)初級（電気）、資格免許職 受付開始 正午 着席 午後1時 試験 午後1時～午後3時30分	愛媛県県民文化会館 (松山市道後町二丁目5番1号)	10月上旬 合格発表日は第1次試験当日にお知らせします。

受付時間（午前8時15分～午前9時又は正午～午後0時45分）に遅刻した場合は受験できません。

第2次試験	10月中旬～下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。	11月中旬
-------	--	-------

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載します。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	初級 （一般事務、警察事務） 教養試験	90点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式50題、解答時間2時間）。
	初級（電気） 資格免許職 専門試験	90点	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います（択一式40題、解答時間2時間）。 なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	口述試験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作文試験	60点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、初級（一般事務、警察事務）にあっては教養試験、初級（電気）及び資格免許職にあっては専門試験の得点の高い順に決定します。ただし、各試験とも、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。

- (4) 教養試験及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和4年8月12日（金）午前8時30分から8月29日（月）午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、8月22日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続に必要ですので、必ず控えておいてください。）。

- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局（（089）912-2826）へ問い合わせてください。）。

- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線による障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。9月16日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、令和5年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

- (3) 資格免許職については、所定の時期までに資格を取得しなかった場合は、採用されません。

- (4) 日本国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分		現行給料月額	
初級	一般事務	行政職給料表1級9号給	155,674円
	警察事務		
	電気		
資格免許職	司書	行政職給料表1級29号給	189,643円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送による開示請求を受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票と返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を

同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものをお封してください。

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、順位に代えてその旨）	第1次試験合格発表の日から1ヶ月間	郵送により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1ヶ月間	

新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、郵送による開示請求としていますが、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することもできます。

10 その他

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。

変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表（4関係）

専門試験（初級（電気）・資格免許職（司書））の出題分野

試験区分	出題分野
電気	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術
司書	生涯学習概論、図書館概論（図書館制度を含む。）、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館情報資源論、情報資源組織論、児童サービス論

○愛媛県人事委員会公告第7号

令和4年度障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験公告

令和4年7月5日

愛媛県人事委員会

〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階
 電話（089）912-2826 FAX（089）912-2819
 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能
 愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	3人程度	知事部局、公営企業管理局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。

2 受験資格

- (1) 昭和63年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
- (2) 以下のいずれかに該当する者（申込日及び受験当日に有効であることが必要です。）
 - ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者
 - ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者
 - ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障がいがあると判定された者
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 日本国籍を有する者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日 時	試験会場	合 格 発 表
	令和4年10月23日（日曜日） 受付時間 午前8時10分～午前8時55分 遅刻した場合は受験できません。 試験時間 午前9時10分～午後1時30分 点字による受験及び試験時間の延長が認められた方については、終了時間が異なります。 (点字による受験の場合) 午前9時10分～午後2時30分 (試験時間の延長の場合) 午前9時10分～午後2時		
第1次 試験		愛媛県県民文化会館 (松山市道後町二丁目5番1号)	11月中旬 第1次試験当日にお知らせします。
第2次 試験	11月下旬から12月上旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。		12月中旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載します。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配 点	試験 の 内 容
第1次 試験	教養試験	40点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式40題、解答時間2時間）。
	作文試験	20点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
第2次 試験	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	口述試験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験及び作文試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の口述試験について、一定の基準に達しない場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 第1次試験合格者に対し、受験資格や、就業に当たり配慮が必要な事項の申出についての確認面談を行います。その際、受験資格に係る手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）又は「2受験資格」中に記載した公的判定機関で知的障がいがあると判定されたことを証明する書類（以下「受験資格に係る手帳等」という。）の持参が必要です。
- (5) 教養試験例題（初級）及び前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。
なお、受付期間は次のとおりです。
- 令和4年8月23日（火）午前8時30分から9月9日（金）午後5時15分まで**
- 障がいの状況等により、インターネットにより申し込むことができない事情がある場合は、9月2日（金）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局（(089)912-2826）へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。
- なお、**使用される機器や通信回線による障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。**

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月14日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

障がいの状況等により、申込者本人の署名が困難な場合は、代筆での記入を認めます（その場合、代筆者の氏名も記入してください。）。

7 受験時の配慮について

受験上の配慮を希望する方は、受験申込時に申請してください。

ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

- (1) 視覚障がいのある方については、その障がいの程度により、以下の方法による受験ができます。

ア 点字による試験

点字の試験問題で受験することができます。

点字による試験は、教養試験の解答時間が3時間（通常の1.5倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

また、パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタ、イヤホン（無線機能がないものに限る。）を持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（音声読み上げソフト、メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。

イ 拡大文字による試験

教養試験問題は、通常文字は11ポイント程度ですが、拡大文字の場合は、14ポイント程度となります。

ウ 試験時間の延長（拡大文字による試験を併せることができます。）

良い方の眼の矯正視力が0.15以下の方及び視野狭窄等でこれに相当すると医学的観点から認められる方が対象となります。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に身体障害者手帳の写し又は専門医の診断書を別途提出していただきます。

教養試験の解答時間は、2時間30分（通常の1.25倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

- (2) 聴覚障がいのある方については、試験官の発言事項を書面で伝達することができます。

- (3) 上肢機能障がい等で筆記が困難な方については、作文試験においてパソコンによる解答ができます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタを持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。

- (4) 読字障がいのある方で医学的観点から解答時間の延長が認められる方は、教養試験の解答時間が2時間30分（通常の1.25倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に専門医の診断書を別途提出していただきます。

また、パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタ、イヤホン（無線機能がないものに限る。）を持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（音声読み上げソフト、メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。

- (5) 書字障がいのある方で医学的観点から筆記による解答が困難と認められる方については、作文試験においてパソコンによる解答ができます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタを持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に専門医の診断書を別途提出していただきます。

(6) その他

ア 点字受験用の機器（点字器、点字タイプライター等）やルーペ等の使用の有無のほか、車椅子や補助具等の使用の有無、駐車場利用希望の有無、その他受験に当たって希望する事項については、受験申込時の「受験に当たっての要望事項」欄に必ず入力してください。

ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

イ 試験実施上の支障を来さないよう、また不正行為を防止するため、音声式の時計、定規（目盛りのあるもの）、電子機器類（電卓、

スマートフォン等の携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチ、電子辞書、その他これらに類するものと事務局が判断するものを含む。)は使用できません。

ウ 試験でパソコンを使用する場合、音声読み上げソフトによる問題文の誤読については、対応しません。また、パソコンの故障等の事故による不利益は考慮しません。

8 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。

この名簿は、原則として、令和5年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

(3) 採用時において、有効な受験資格に係る手帳等が確認できない場合は、採用されません。

9 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分	現行給料	月額
一般事務	行政職給料表1級9号給	155,674円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

10 勤務時間

勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日まで(祝日及び年末年始を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までです(窓口・施設など部署により、勤務時間や休日が異なる場合があります。)。

11 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送による開示請求を受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票と返信用封筒(定形、縦14cm~23.5cm×横9cm~12cm)を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円(簡易書留相当分)を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものをお同封してください。

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名)	第1次試験合格発表の日から1ヶ月間	郵送により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の得点、総合得点及び総合順位(ただし、第2次試験で一定の基準に達しない場合は、総合順位に代えてその旨)	第2次試験合格発表の日から1ヶ月間	

新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、郵送による開示請求としていますが、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することもできます。

12 その他

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

○愛媛県人事委員会公告第8号

令和4年度愛媛県警察官(高校卒程度)採用候補者試験公告

令和4年7月5日

愛媛県人事委員会
愛媛県警察本部

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		都府県名	採用予定人員	職務内容
男性	高校卒程度	愛媛県	45人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
		警視庁	2人程度	
		大阪府	5人程度	
		兵庫県	2人程度	
女性	高校卒程度	愛媛県	11人程度	

男性（高校卒程度）の試験区分を申し込む場合は、第2志望まで選択することができますが、**第1志望は必ず愛媛県としてください。**愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

なお、申込後の志望都府県の変更はできません。

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 平成2年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び大学等を令和5年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。）

また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

本試験と令和4年度愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験との併願はできません。

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目等	配点	試験の内容																				
	教養試験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式50題、解答時間2時間）。																				
第1次試験	体力試験 (愛媛県のみ)	20点	職務遂行に必要な体力について、試験を行います。 <table border="1" data-bbox="450 1185 1452 1493"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>50回以上 / 20秒間</td> <td>40回以上 / 20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>45kg以上（左右の平均）</td> <td>25kg以上（左右の平均）</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>25回以上 / 30秒間</td> <td>15回以上 / 30秒間</td> </tr> <tr> <td>腕立て伏せ</td> <td>30回以上</td> <td>15回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>65回以上</td> <td>35回以上</td> </tr> </tbody> </table> 基準に達しない種目が4種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。	種目	基準		男性	女性	反復横とび	50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間	握力	45kg以上（左右の平均）	25kg以上（左右の平均）	上体起こし	25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間	腕立て伏せ	30回以上	15回以上	20mシャトルラン	65回以上	35回以上
種目	基準																						
	男性	女性																					
反復横とび	50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間																					
握力	45kg以上（左右の平均）	25kg以上（左右の平均）																					
上体起こし	25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間																					
腕立て伏せ	30回以上	15回以上																					
20mシャトルラン	65回以上	35回以上																					
柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します（詳細は、別表「スポーツ加点の申請について」を参照）。 <table border="1" data-bbox="450 1628 1452 1852"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道</td> <td>2段以上（講道館認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	柔道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）	剣道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）	スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等															
項目	基準																						
柔道	2段以上（講道館認定の段位に限る。）																						
剣道	2段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）																						
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等																						
	身体検査	-	職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。 <table border="1" data-bbox="450 1920 1452 2100"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視力</td> <td>裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>職務遂行に支障のない身体的状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> 基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。	項目	基準	視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。	聴力	完全であること。	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。												
項目	基準																						
視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。																						
聴力	完全であること。																						
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。																						

第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 職務遂行に支障がないこと。 検査の結果によっては、再検査を行った上で判定します。

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験の1日目は、体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。
教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のものです。他の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

4 試験日、試験会場及び合格発表

区分	試験日	試験・検査種目	試験会場	合格発表	
第1次試験	令和4年10月15日（土） 午前8時30分から午後5時30分まで のうち人事委員会が指定する時間 (遅刻した場合は受験できません。)	体力試験 身体検査	松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号)	10月下旬 合格発表日は第1次試験の日にお知らせします。	
	令和4年10月16日（日） 午前9時から正午まで 受付時間：午前8時から午前8時45分 遅刻した場合は受験できません。	教養試験			
第2次試験	11月上旬～中に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。				
				12月上旬	

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します（「6 受験票の交付」参照）。

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号をホームページに掲載します。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。
なお、受付期間は次のとおりです。
令和4年8月25日（木）午前8時30分から9月13日（火）午後5時15分まで
原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、9月6日（火）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局（(089) 912 - 2826）へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行つてください。）。
なお、使用される機器や通信回線によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月7日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、体力試験及び身体検査の受付時間など記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
この名簿は、原則として、令和5年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。
- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。
愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級15号給（現行給料月額195,774円）、高校卒程度で公安職給料表1級7号給（現行給料月額181,101円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。
愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送による開示請求を受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票と返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものと同封してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開 示 方 法
第1次試験不格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第1次試験合格発表の日から1ヶ月間	郵送により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1ヶ月間	郵送により開示を請求

新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、郵送による開示請求としていますが、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することもできます。

愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

10 問合せ先等

スポーツ加点証明書類提出先 開示請求先・問合せ先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話 089-912-2826 ホームページ https://www.pref.ehime.jp/employment/ 試験当日緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能
問合せ先 開示請求先 (任命権者選考のみ)	愛媛県警察本部 警務課 〒790-8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089-934-0110 内線2621・2622・2623・2624・2625
愛媛県以外の都府県に関する問合せ先	警視庁採用センター 電話 0120-314-372 大阪府警察官採用センター 電話 0120-370-314 兵庫県警察官採用センター 電話 0120-145-314

11 その他

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表 スポーツ加点の申請について

項目	証明書類	申請方法
柔道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し	受験申込時にスポーツ加点を申請する旨を入力した上で、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「スポーツ加点申請フォーム」(以下「申請フォーム」という。)から必要事項を登録(提出)し、「証明書類」を簡易書留郵便による郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。 (登録(提出)期限:令和4年9月13日(火)午後5時15分(必着))
剣道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し	
スポーツ歴	<p>出身校による全国大会参加証明書(原本) 上記の証明書類の提出を原則としますが、これを用意できない場合は、次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写しを提出してください。</p> <p>(1) 地区予選を経た全国大会であること。 (2) 地区予選を経て、全国大会に選手として出場したこと。 (2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること。 「選手として」とは、選手登録されたことを要件とする(監督、コーチ、マネージャー等は除く。)。</p>	<p>「出身校による全国大会参加証明書(原本)」以外の書類を提出された場合、又は提出書類に不備があった場合は、原本確認又は追加書類の提出を求めることがあります(この場合、第1次試験(1日目)当日の受付終了時までに証明書類の原本又は追加書類を提出してください。)。</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。</p> <p>(1) 記入漏れや不備等がある場合 (2) 加点基準を満たさない場合(基準を満たす事実が確認できない場合を含む。) (3) 受験申込時に、スポーツ加点を申請する旨の入力がない場合(申込完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。) (4) 期限までに申請フォームの登録(提出)及び証明書類の提出がない場合(申請フォームの登録(提出)と証明書類の提出が両方必要です。また、証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合も加点しません。)</p>

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第52号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和4年7月5日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩男

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

(1) 選挙権を有する者の総数 1,138,636

(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,773

(3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1

を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 242,330

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	42,935	14,312

南宇和郡	17,903	5,968
松山市・上浮穴郡	434,522	139,087
今治市・越智郡	135,634	45,212
宇和島市・北宇和郡	73,548	24,516
八幡浜市・西宇和郡	35,627	11,876
新居浜市	98,042	32,681
西条市	89,786	29,929
大洲市・喜多郡	48,976	16,326
伊予市	30,683	10,228
四国中央市	71,750	23,917
西予市	31,112	10,371
東温市	28,118	9,373

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第6号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年7月5日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
中央病院内 LAN設備機器 1式 (月額賃借料 / 県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年6月13日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町一丁目1番地の15	1,991,000円	一般競争入札	令和4年4月26日

雑報**○公 告****令和4年度行政書士試験の実施について**

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示します。

令和4年7月5日

一般財団法人行政書士試験研究センター

1 試験期日

令和4年11月13日（日）午後1時から午後4時まで

2 愛媛県における試験場所

松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ

3 試験の科目及び方法**(1) 試験の科目**

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に 関し必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和4年4月1日現在施行されている法令に関する出題します。
行政書士の業務に 関連する一般知識 等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

試験は、筆記試験によって行います。

出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法**(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布**

配布期間：

令和4年7月25日（月）から令和4年8月26日（金）まで
配布場所：

別表に掲げる場所で行います。

(2) 受験願書及び試験案内の郵送での配布

配布期間：

令和4年7月25日（月）から令和4年8月19日（金）（必着）まで

受験願書及び試験案内の郵送での配布請求期間は、令和4

年7月4日（月）から令和4年8月19日（金）（必着）までです。この期間内に請求があったものについて、上記配布期間間に郵送配布します。

配布方法：

住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒（角形2号=A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）に、郵便切手140円分を貼付し、下記の宛先まで請求してください。

受験願書及び試験案内の請求先

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続**(1) 郵送による受験申込み****受付期間：**

令和4年7月25日（月）から令和4年8月26日（金）まで
受付場所：

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。

8月26日（金）の消印があるものまで受け付けます。

提出書類：

受験願書（顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客様用）の貼付があるもの）

(2) インターネットによる受験申込み**受付期間：**

令和4年7月25日（月）午前9時から令和4年8月23日（火）午後5時まで

インターネットによる受験申込みは、8月23日（火）午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、当センターホームページにアクセスし、ご確認ください。

ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>

受付最終日（8月23日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

受験手数料の払込み

ア 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限りません。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

イ 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エキスプレス、Diners

ウ 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイ

リーヤマザキ、ヤマザキディリーストア、ニューヤマザキ
ディリーストア

(3) 受験手数料 10,400円

受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合などを除き、返還しません。

(4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地

全国町村議員会館 3階

電話番号 03-3263-7700

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。なお、申出の時期や障がいの内容等によっては希望に沿えない場合があります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず当センターまでご相談ください。

特例措置の手続については、試験案内をご覧ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

令和5年1月25日（水）午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にも合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。

別表（4関係） 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

配布場所	所 在 地	配布時間
愛媛県総務部総務管理 局私学文書課	松山市一番町4-4 -2	午前8時 30分から 午後5時 15分まで
愛媛県東予地方局地域 産業振興部総務県民課	西条市喜多川796-1	
愛媛県東予地方局今治 支局総務県民室	今治市旭町1-4-9	
愛媛県中予地方局地域 産業振興部総務県民課	松山市北持田町132	
愛媛県南予地方局八幡 浜支局総務県民室	八幡浜市北浜1-3 -37	
愛媛県南予地方局地域 産業振興部総務県民課	宇和島市天神町7-1	
愛媛県行政書士会	松山市錦町98-1 愛媛県行政書士会館	午前9時 から午後 5時まで

注 土曜日、日曜日及び国民の祝日は配布を行いません。